

基金管理・制度運営委員会（平成25年10月9日）の概要について

平成25年10月9日に開催された基金管理・制度運営委員会の概要は以下のとおりです。

1. ポイントの発行・商品交換の申請窓口の設置状況、登録工事業者、交換商品等提供事業者等の状況、ポイントの発行申請の状況（平成25年10月4日時点）等について、以下の通り報告され、広報や関係者一体となった取組を通じて一層の制度の周知に力を入れていくべき等との意見が出された。

ポイントの発行・商品交換の申請窓口の設置状況

北海道	18	東京都	62	滋賀県	17	香川県	5
青森県	9	神奈川県	27	京都府	15	愛媛県	10
岩手県	9	新潟県	21	大阪府	27	高知県	8
宮城県	15	富山県	4	兵庫県	25	福岡県	18
秋田県	15	石川県	17	奈良県	4	佐賀県	7
山形県	8	福井県	7	和歌山県	11	長崎県	12
福島県	15	山梨県	10	鳥取県	4	熊本県	14
茨城県	9	長野県	19	島根県	15	大分県	15
栃木県	30	岐阜県	15	岡山県	17	宮崎県	12
群馬県	10	静岡県	17	広島県	22	鹿児島県	15
埼玉県	22	愛知県	27	山口県	15	沖縄県	10
千葉県	26	三重県	33	徳島県	5	計	748

登録工事業者、交換商品等提供事業者等の状況

	登録数等
登録工事業者（全国型）	536
登録工事業者（単県型）	44,076
登録建築材料	1,487
供給業者	7,997
木材製品	721
木質ペレットストーブ及び薪ストーブ	646
交換商品提供事業者	376
森林づくり・木づかい寄附団体	105

ポイントの発行申請の状況

	発行申請数	発行ポイント
木造住宅／内装・外装木質化	1429	382,588,000
木材製品／木質ペレットストーブ・薪ストーブ	365	14,894,000

2. 木材利用ポイント事業においては、

- ①対象地域材は、(ア)産地、合法性等が証明される木材であり、(イ)基金管理・制度運営委員会が、資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認めた樹種であること
- ②対象工法は、樹種又は地域を定める工法であって、都道府県協議会の推薦を受け、基金管理・制度運営委員会が事業目的に照らし適切と認め、指定するものとされている。

今般、対象地域材の樹種及び対象工法について、前回の委員会で継続審議となり追加データを提出したもの（3件）も含め国内外から合計8件の申請があったので、これについて審査が行われた。

審査の結果、申請のいずれについても、資源量、農山漁村地域経済に係るデータが一部分もしくは相当部分十分ではなく判断が難しい点がある等の指摘があった。このため、申請者に追加のデータ等の提出を求め、次回の委員会において引き続き審査することとされた。

また、申請の内容にバラツキが大きく、要件に係る指標や必要な提出書類、手続等についてガイドラインを早期に示すべきである等の意見が出された。